２０１９年１月吉日

№－2

**提出書類等の注意事項**

１．　各書類の自治会長名と印

　　　　①新年度の自治会長名で記入して下さい。

　　　　②自治会長の印は私印ではなく、公印（角印もしくは丸印）を捺印して下さい。

　　　　　なお、公印がコピーの書類は無効になります。

２．　道路使用許可申請書　（初練り、子供練り、屋台引き回し用）

①記入事項や捺印の押し忘れはないか確認して下さい。

②提出日は２０１９年４月５日を記入して下さい。

③練り、子供練り、屋台の各申請書と祭典役員名簿・配置形態図を作成する。

　　　（各コース図をホッチキスで留めてあるか）

④提出部数（初練り、子供練り、屋台各３部）揃っているか確認して下さい。

⑤県証紙代金（警察署に申請する道路使用許可証に貼る県証紙）

　　　（１通＠2,300円、最大6,900円）

⑥代金は書類提出時に各ブロック担当の統監部部員が徴収します。

⑦警察で許可された申請書は、許可され次第各組へ渡します。

３．　湯茶運搬車許可申請書

①１台目の車輌ナンバーは４ナンバーのみ許可します。

②２台目以降は砂丘地区進入・通行識別票申請書と駐車場申請書を提出して下さい。

(1台@５００円×台数分)

※2台目以降は会場への進入は出来ませんので注意して下さい。

４．　御幣・初節句お守り申込書

①申込みが無い場合でも申込書を提出して下さい。

②御幣＠2,500円、お守り＠500円を申請書類提出時に代金も一緒に提出して下さい。

５．　その他の書類

①記入事項の漏れ、捺印漏れは無いか確認して下さい。

②本年度は３年に一度の杭代金の徴収年です。各町３０００円も一緒に提出して下さい。

６．統監部への書類提出期限

1. ２０１９年３月２９日（金）迄に各ブロック担当の統監部部員に渡して下さい。

②事前に各ブロックでチェックし、記入漏れの無いようにお願いします。

７．その他

①各ブロックで合同イベントが計画されている場合は、計画書を同時に提出して下さい。　　それに伴い道路使用許可申請書県証紙代金（＠2,300円）を徴収します。

②その他詳細については、各ブロック担当の統監部部員と協議して下さい。

③役員の連絡先電話番号は、携帯電話番号で記入して下さい。